

第1章 高知県の個人情報保護制度のあらまし

個人情報保護制度とは

高度情報化社会の進展に伴い、行政の分野や民間の事業活動においても、電子化された情報が大量かつ迅速に流通するようになりました。

このことは私達の生活に多くの利便性をもたらす反面、自分の知らないところで個人情報が利用されるなど、その取扱いによっては、個人のプライバシーが侵害されるといった問題も起きています。

このため、本県では高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）を制定し、平成13年10月1日から施行しています。この条例では、大きく分けて次の3点について規定しています。

県が個人情報を適正に取り扱うために必要なルール

県が保有している自己の個人情報について、開示、訂正及び是正を求める権利

事業者が個人情報を適正に取り扱うために必要な事項

高知県の個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。（条例第2条第2項）

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 知事 | (2) 教育委員会 |
| (3) 選挙管理委員会 | (4) 人事委員会 |
| (5) 監査委員 | (6) 労働委員会 |
| (7) 収用委員会 | (8) 海区漁業調整委員会 |
| (9) 内水面漁場管理委員会 | (10) 公営企業管理者（企業局・病院局） |
| (11) 議会（平成17年4月1日～） | (12) 公安委員会及び警察本部長（平成18年4月1日～） |

2 実施機関が取り扱う個人情報

(1) 個人情報取扱事務の登録等（条例第7条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、収集の目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般的の閲覧に供さなければなりません。

(2) 収集の制限（条例第8条）

個人情報を収集するときは、あらかじめ事務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

思想、信条及び信教に関する個人情報や、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集できません。

また、個人情報は原則として本人から収集しなければなりません。

(3) 利用、提供の制限

原則として、個人情報をその取扱事務の目的以外の目的のために、当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはなりません。

(条例第9、10条)

また、個人情報を実施機関以外のものにオンライン結合により提供する場合は、公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合であって、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上でなければなりません。(条例第11条)

(4) 適正管理(条例第12条)

個人情報の漏えいや滅失、き損を防止して、適正な管理に努める必要があります。

また、保有する個人情報は正確かつ最新なものとし、必要がなくなったものは、確実に破棄しなければなりません。

3 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等

(1) 自己の個人情報の開示請求

何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができます。(条例第15条)公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、組織的に用いるものとして実施機関において管理しているもの(条例第2条第4号)で、保有するすべての公文書が対象となります。

(2) 開示をしてはならない個人情報(以下「非開示情報」といいます。)

公文書に次に掲げる情報が記録されているときは、条例第16条により個人情報を開示してはならないことになっています。

| | |
|--------------------|--|
| 法令秘情報 | 法令、条例等の規定、趣旨及び目的から、本人に対して開示してはならないと認められる情報 |
| 第三者情報 | 第三者の個人情報が含まれているもの。ただし、当該第三者の権利利益を侵害しないことが明らかなるものを除きます。 |
| 法定代理人による請求に関する個人情報 | 法定代理人に開示することが本人の利益を侵害すると認められる個人情報 |
| 事業活動情報 | 生産技術、営業、経理などの情報で、開示することにより、法人等の正当な利益を害するもの |
| 犯罪予防・捜査等情報 | 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護や犯罪の予防、捜査などに支障を生ずる情報 |
| 事務事業に関する個人情報 | 県や国等の事務事業に関する情報で、開示することにより次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none">・事業の目的が達成できなくなり、または失われるもの・事業の公正円滑な執行に著しい支障を生ずるもの・意思決定が不当に阻害されるもの・県と国等との協力関係や信頼関係が著しく損なわれるもの |

(3) 個人情報の部分開示（条例第 17 条）

請求された個人情報に、条例第 16 条各号に該当し開示できない非開示情報がある場合でも、非開示情報を容易に分けることができ、また、それ以外の部分を開示することにより請求の趣旨の全部又は一部を満たす場合は、その部分について開示します。

(4) 口頭による開示請求（条例第 21 条）

資格試験や入学試験等の結果など、実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、口頭により行うことができ、定められた期間、定められた場所で、定められた内容を直ちに開示します。

(5) 自己の個人情報の訂正請求（条例第 23 条）

開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるものは、実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(6) 自己の個人情報の是正請求（条例第 26 条）

自己の個人情報を実施機関が条例の規定に違反して取り扱っていると認めるものは、実施機関に対し、その取扱いのは正を請求することができます。

(7) 開示請求等の窓口

県庁本庁舎 1 階の県民室内に個人情報保護制度の窓口として個人情報コーナーを設置しています。

開示請求等は、個人情報コーナー及び各出先機関の窓口で受け付けています。

(8) 開示請求等から決定までの手続き

開示請求等から決定、開示（訂正請求の場合は訂正、是正請求の場合は是正）までの基本的な事務の流れは、情報公開制度の場合と同じですが、次の表は、開示請求、訂正請求及び是正請求それぞれについて、請求できる者、請求の方法及び実施機関の対応について概要を説明したものです。

| | 開示請求 | 訂正請求 | 是正請求 |
|---------|--|--|--|
| 請求できる者 | 本人 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 死者に関する個人情報については、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者（当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族） | | |
| 請求の方法 | ・ 請求書の提出 ・ 個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明する書類の提出又は提示（本人が請求する場合は官公庁が発行する身分証明書等。法定代理人等が請求する場合は、代理人等の本人であることを確認できる身分証明書等のほか、個人情報の本人との関係を証明するもの） | | |
| | ・ 事実を証明する資料の提出 | | |
| 実施機関の対応 | 請求書を受理した日から原則15日以内に開示・非開示を決定し、請求者に通知する。 | 必要な調査を行い、請求書を受理した日から原則30日以内に訂正・非訂正を決定し、請求者に通知する。訂正の決定を行った場合は誤りのあった個人情報を速やかに訂正する。 | 必要な調査を行い、請求書を受理した日から原則30日以内に是正・非是正を決定し、請求者に通知する。是正する旨の決定を行った場合は速やかに削除又は利用・提供を中止する。 |

（9）不服申立て（異議申立て）

個人情報の非開示や部分開示などの決定や、訂正請求、是正請求に対する決定について不服のある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に異議の申立てをすることができます。

異議の申立てがあった場合、各実施機関は、条例第29条の規定に基づき高知県個人情報保護審査会に諮問し、審査会の答申を尊重して決定を行わなければなりません。

異議申立てがあった場合の基本的な事務の流れは、情報公開制度の場合と同じです。

4 事業者が取り扱う個人情報の保護

（1）指針の作成等（条例第33条）

知事は、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表します。

（2）指導及び助言（条例第34条）

知事は、事業者が個人情報の保護に関し必要な措置を自主的に講ずるよう指導及び助言を行うこととなっています。

（3）不適正な取扱いに対する措置（条例第35条）

知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事實を明らかにするために必要な範囲において、説明又は資料の提出を求めることができます。

また、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、個人情報

保護制度委員会の意見を聴いた上で、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

さらに、説明もしくは資料の提出に正当な理由なく応じなかつたときや、勧告に従わなかつたときは、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、事実を公表することができます。

(4) 苦情の処理（条例第36条）

知事は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があつたときは、速やかに処理しなければなりません。

5 附屬機関

(1) 高知県個人情報保護制度委員会のはたらき（条例第31条）

個人情報保護制度の適正な運用を図り、なお一層の充実、発展を期するため、個人情報保護制度委員会を設置しています。

制度委員会の主な機能は次のとおりです。

ア この条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。

イ 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べること。

ウ 住民基本台帳法第30条の9第2項に規定する事項について調査審議し、及び建議すること。

制度委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱します。

制度委員会の委員は、次の表のとおりです。

（平成19年10月1日現在）

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|--------|-------------------------|-----|
| 稻田 知江子 | 弁護士 | 副会長 |
| 円谷 友英 | 高知大学人文学部助教授 | |
| 新階 日出夫 | (株)テレビ高知企画・事業部長 | |
| 恒石 静男 | 高知県医師会常任理事 | 会長 |
| 浜永 鈴美 | 日高村社会福祉協議会主監 | |
| 藤井 秀年 | (株)NTT西日本 - 四国高知事業部総括部長 | |
| 和田 健 | 身体障害者療護施設 アドレス・高知 施設長 | |

（任期は2年。現委員の任期は平成21年7月31日まで）

（五十音順）

(2) 高知県個人情報保護審査会のはたらき（条例第 32 条）

個人情報の開示請求、訂正請求及び是正請求に対する決定について不服申立てがあつた場合に、諮詢に応じて審査を行うため、個人情報保護審査会を設置しています。

審査に当たっては、より一層簡易迅速な救済を図るため、審査会に対しては、実施機関から諮詢を受けてから 90 日以内に答申するよう努力義務が課せられています。

審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱します。

審査会の委員は、次の表のとおりです。

（平成 19 年 10 月 1 日現在）

| 氏 名 | 役 職 等 | 備 考 |
|-----------|--------------------|-----|
| 池 田 慶 子 | (財)高知県老人クラブ連合会常務理事 | |
| 関 根 猪 一 郎 | 高知短期大学教授 | |
| 山 岡 敏 明 | 弁護士 | 副会長 |
| 山 本 昌 男 | 司法書士 | 会長 |
| 漁 師 政 子 | (有)乙女ねーやん代表取締役社長 | |

（任期は 2 年。現委員の任期は平成 21 年 9 月 30 日まで）

（五十音順）